

○宇土市創業支援事業補助金交付要綱

平成31年4月1日

告示第31—3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における創業を促進し、平成28年熊本地震後の地域産業の振興及び雇用の創出に資するため、予算の範囲内で補助金を交付することについて、宇土市補助金等交付規則（昭和49年規則第18号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）第2条第28項に規定する創業をいう。
- (2) 創業の日 個人事業者にあつては管轄する税務署に提出した個人事業の開業・廃業等届出書に記載された開業年月日を、法人にあつては法人登記事項証明書に記載された設立年月日をいう。
- (3) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者のうち、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 発行済株式の総数又は出資総額の2分の1以上を一の大企業者（中小企業者以外の事業者をいう。以下同じ。）が所有し、又は出資している中小企業者
 - イ 発行済株式の総数又は出資総額の3分の2以上を複数の大企業者が所有し、又は出資している中小企業者
 - ウ 大企業者の役員又は従業員を兼務している者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (4) 創業支援事業 法第127条第1項の規定による認定を受けた宇土市創業支援事業計画（平成29年12月25日付け総務大臣及び経済産業大臣認定）に記載された事業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、補助金の交付決定以後に市内で創業を行う中小企業者であつて、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 補助金の交付決定日から12月以内に創業を行う者
- (2) 分社を動機とする創業に係る補助金の交付申請を行う者（法人に限る。）にあつては、期間の定めのない雇用契約で新たな人員（市内に住所を有し、公共職業安定所からあつせんされた者又は新規学卒者であり、当該法人の代表者の三親等以外の者に限る。）を2人以上雇用し、補助対象事業の完了後も引き続き1年以上雇用するもの
- (3) 補助対象事業の完了までに次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 個人事業者にあつては、市内に居住し、本市の住民基本台帳に記録されていること。
 - イ 法人にあつては、市内を本店所在地とした法人登記が行われていること。
- (4) 創業支援事業による支援を受けていること。

(5) 創業後に宇土市商工会に加盟し、経営指導員による定期的な指導を受け、創業の日から36月以上継続して事業を行う見込みがあること。

(6) 市税等の滞納がないこと。

(7) 補助金の交付を受けようとする者（法人にあっては、その代表者を含む。）が、過去にこの要綱に基づく補助金又は同様の趣旨の補助金等の交付を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象者としなない。

(1) 宇土市暴力団排除条例（平成23年条例第36号）第2条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者

(2) 次のいずれかに該当する事業を創業しようとする者

ア 別表第1に該当する事業

イ フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、創業支援事業による支援を受け、創業の日から36月以上継続して行うことができる事業計画を有しているものとする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる経費は、別表第2に定めるとおりとし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 使用目的が補助対象事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費

(2) 補助金の交付決定日以後の契約又は発注により発生した経費（ただし、店舗、工場、事務所、駐車場等の賃借料又は設備リース料その他必要と認められる経費については、補助金の交付決定日前の契約であっても、第2項に規定する補助対象事業期間に係る経費であって、当該期間内に支払ったものは補助対象とする。）

(3) 領収書等の証拠書類によって支払額等が確認できる経費

2 補助対象事業の対象となる期間（以下「補助対象事業期間」という。）は、補助金の交付決定日から12月以内とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、100万円を上限とする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宇土市創業支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号又は様式第3号）

(2) 創業支援事業による支援を受けた証明書

(3) 賃貸借契約書の写し（未契約の場合は金額が分かるもの）

(4) 補助対象経費に係る見積書の写し又はこれに代わり金額が分かるもの

- (5) 事業所の位置図及び平面図
- (6) 新たに人員を雇用し、補助対象事業の完了後も引き続き1年以上雇用する旨の誓約書（分社を動機とする創業に係る補助金の交付申請を行う場合に限る。）
- (7) 第3条第2項第1号に規定する者でない旨を証する誓約書（様式第4号）
- (8) 市税等の滞納のないことを証する書類又は宇土市補助金等交付規則に規定する同意書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、補助対象事業の継続性、実現性、発展性、計画性等を有したものであるか審査を行い、補助金交付の可否を決定し、宇土市創業支援事業補助金交付決定通知書（様式第5号）又は宇土市創業支援事業補助金不交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第9条 補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに宇土市創業支援事業補助金計画変更申請書（様式第7号）に、宇土市商工会の指導等を受け作成した事業計画書等を添えて市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助対象事業に要する予算の30パーセントを超えて減額するとき。
- (2) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前条の規定による補助金交付決定額の増額に係る変更は認めないものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、これを審査し、変更の可否を宇土市創業支援事業補助金交付取消・変更通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、事業が完了した日の翌日から起算して30日以内に宇土市創業支援事業補助金実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 法人の場合にあつては法人登記事項証明書、個人事業者にあつては管轄する税務署に提出した個人事業の開業・廃業等届出書等の写し
- (2) 金融機関から融資を受けたことを証する書類の写し
- (3) 補助対象経費に係る領収書等の写し
- (4) 新規雇用者に係る雇用契約書及び当該者に係る個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）が記載されていない住民票の写し（分社を動機とする創業に係る補助金の交付申請を行う場合に限る。）
- (5) 施工前及び竣工後の写真（施設の建設又は改修を行う場合に限る。）
- (6) 購入した設備等の写真（機械、機器等の導入又は更新の場合に限る。）
- (7) 個人事業者にあつては個人番号が記載されていない住民票の写し
- (8) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、宇土市創業支援事業補助金交付確定通知書（様式第10号）により補助事業者へ通知するものとする。

(検査等)

第12条 市長は、補助事業者に対し補助対象事業について報告を求め、又は指示し、必要があるときは、事業所等に立ち入り、帳簿等の関係書類を検査することができる。

(補助金の請求)

第13条 補助事業者は、第11条の規定による補助金の額の確定後、宇土市創業支援事業補助金請求書（様式第11号）を速やかに市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 創業の日から36月以内に補助対象事業に係る事業所を撤退、移転、長期休業、譲渡等（以下「撤退等」という。）したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、宇土市創業支援事業補助金取消通知書（様式第12号）により、補助対象事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、宇土市創業支援事業補助金返還命令書（様式第13号）により期限を定めて返還を命ずるものとする。

2 前項の規定による補助金の返還額は、前条第1項第1号及び第2号に該当する場合にあっては既に交付した補助金の全額とし、同条第3号及び第4号に該当する場合にあっては既に交付した補助金を36月で除した額に創業の日の属する月の初日から起算して撤退等した日の属する月の末日までの月数が36月に満たない部分に相当する月数を乗じて得た額とする。ただし、市長が特に理由があると認める場合はこの限りでない。

3 前項の規定により算出された補助金の返還額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(事業の状況報告)

第16条 補助事業者は、補助対象事業が完了した年度の翌年度から3年間、各年度における補助対象事業に係る事業の状況について、宇土市創業支援事業補助金事業状況報告書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成38年12月31日をもって、その効力を失う。ただし、同日までに宇土市創業支援事業補助金の交付決定を受けて実施した補助対象事業に係る第10条から第16条の規定は、同日以後もなおその効力を有する。

附 則（令和3年告示第109号）

この要綱は、令和3年10月20日から施行する。

附 則（令和3年告示第127号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年12月15日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前のそれぞれの要綱の規定に基づいて提出されている様式は、この要綱による改正後のそれぞれの要綱の規定に基づいて提出された様式とみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前のそれぞれの要綱の規定に基づく様式による用紙は、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和6年告示第25号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和8年告示第8号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

1	農業、林業及び漁業（農業サービス業、園芸サービス業及び林業サービス業を除く。）
2	金融業及び保険業
3	医療業のうち、病院、一般診療所及び歯科診療所
4	社会保険・社会福祉・介護事業
5	次に掲げる娯楽業、サービス業等
	(1) 風俗営業・性風俗関連特殊営業等（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により規制の対象となるもの）
	(2) 競輪・競馬等の競走場及び競技団
	(3) 遊戯場及び芸芸業
	(4) 場外馬券売場、場外車券売場及び競輪・競馬等予想業
	(5) 興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想等の調査等を行うものに限る。）
	(6) 集金業及び取立業（公共料金又はこれに準ずるものを除く。）
	(7) 易断所、観相業及び相場案内業
	(8) 宗教
	(9) 政治・経済・文化団体
6	夜間営業のみの事業
7	公序良俗等の観点から補助事業とすることが適当でないと認められる事業
8	その他市長が適当でないと認める事業

別表第2（第5条関係）

区分	補助対象経費	補助対象外経費
賃借料	1 店舗、工場、事務所、駐車場等の賃借料及び共益費 2 事業遂行に直接必要な機器・設備等のリース料又はレンタル料として支払われる経費 ※ 1、2については、補助対象事業に係る部分に限る。	1 店舗、工場、事務所、駐車場等の賃貸借契約に係る敷金・礼金・保証金 2 既に借用している場合は、補助金交付決定日前に支払った賃借料 3 事業に伴う火災保険料及び地震保険料 4 個人事業者、法人の代表者又はそれらの三親等以内の親族が所有する店舗、工場、事務所、駐車場等の賃借料
建設費、改修費又は設備等購入費	1 店舗、工場、事務所等を新築、増改築又は購入（中古を含む。）する経費 2 店舗、工場、事務所等の用途に使用するための外装・内装工事に係る経費 3 店舗、工場、事務所等で使用する機械、工具、器具、備品、什器等（いずれも中古品を含む。）の調達経費 4 車両等の動産をその事業用途のみに用いるために必要な設備を改造する経費 ※ 1、2については、補助対象事業に係る部分に限る。 ※ 3については、創業の日から36月以内に備品等の処分、転売等を行う場合は市の承認が必要	1 車両及び船舶等の購入費 2 事業に伴う火災保険料及び地震保険料 3 汎用性が高く、使用目的が補助対象事業の遂行に必要なものと特定できないもの（パソコン、テレビ、プロジェクター、事務用プリンター、タブレット端末等）の調達経費 4 古い設備機械等の撤去、廃棄費用 5 単価2万円未満の備品等
マーケティングに係る経費	1 市場調査費、市場調査に要する郵送料等に係る経費 2 市場調査に必要な派遣、役務等の契約による外部人材に係る経費 3 市場調査のための展示会等の出店に係る出店料、配送料等	1 謝礼代 2 左記のうち補助対象事業に係る経費として区別できないもの
販売促進に係る経費	1 ウェブサイトの作成費用及び更新費用 2 販路開拓に係る広告宣伝費、パンフレット印刷費、展示会等の出店に係る出店料、配送料等 3 広告宣伝に必要な派遣、役務費等の契約による外部人材に係る経費	1 左記のうち補助対象事業に係る経費として区別できないもの

	4	ダイレクトメールの郵送料	
その他費用	1	個人事業者、法人の代表者又は従業員のスキルアップ及び能力開発のための経費（研修会参加費及び専門家等に対する講師謝礼等）	1 人件費 2 求人広告費 3 消耗品、雑誌購入費、新聞購読料等 4 通信費（電話代、インターネット利用料金等）及び光熱水費 5 ソフトウェア及びライセンス費用 6 茶菓、飲食、娯楽、接待等の費用 7 プリペイドカード、商品券等の金券購入費 8 団体等の会費 9 自動車等車両の修繕費、車検費用、ガソリン代、レンタカー代及び有料道路使用料 10 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用 11 個人事業者、法人の代表者又は法人が所有する店舗、工場、事務所、駐車場等を使用する場合の租税公課及び各種保険料 12 支払いのための銀行等の振込手数料 13 借入金等の支払利息 14 法人の代表者、個人事業者又は従業員が取得する資格等に係る経費 15 他の事業との明確な区分が困難である経費 16 公的な資金の使途として、社会通念上不適切な経費

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

宇土市長 様

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
(代表者氏名)

(署名又は記名押印)

宇土市創業支援事業補助金交付申請書

宇土市創業支援事業補助金の交付を受けたいので、宇土市創業支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助対象事業名

2 補助金交付申請額 円

3 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第 2 号又は様式第 3 号）
- (2) 創業支援事業による支援を受けた証明書
- (3) 賃貸借契約書の写し（未契約の場合は、金額が分かるもの）
- (4) 補助対象経費に係る見積書の写し又はこれに代わり金額が分かるもの
- (5) 事業所の位置図及び平面図
- (6) 新たに人員を雇用し、補助対象事業の完了後も引き続き 1 年以上雇用する旨の誓約書（分社を動機とする創業に係る補助金の交付申請を行う場合に限る。）
- (7) 宇土市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員、同条第 3 号に規定する暴力団員等又は同条第 4 号に規定する暴力団密接関係者でない旨を証する誓約書(様式第 4 号)
- (8) 市税等の滞納のないことを証する書類又は宇土市補助金等交付規則に規定する同意書
- (9) その他（ ）

事業計画書

1 補助対象事業名

2 事業計画の骨子

3 補助対象事業期間

補助金交付決定日 ～ 年 月 日（事業完了予定日）

4 申請者の概要

(1) 個人事業者又は法人にあっては代表者

ふりがな 氏名			生年月日	年 月 日 (歳)
住所又は所在地	〒 ー		創業前の 職業	☐ 1 会社役員 ☐ 2 個人事業者 ☐ 3 会社員 ☐ 4 専業主婦・主夫 ☐ 5 パート・アルバイト ☐ 6 学生 ☐ 7 無職 ☐ 8 その他 ()
	TEL			
	FAX			
	E-mail			
申請する補助 対象事業以外 の事業経営経 験	☐ 事業を経営したことがない。 ☐ 事業を経営していたが、既にその事業をやめている。 (やめた時期： 年 月)			
職歴	年 月			
	年 月			
	年 月			
	年 月			

(2) 実施形態

創業予定日	年 月 日			法人名 (屋号)	
特定非営利活動法人の場合のみ記載	特定非営利活動の種類		☐ (ア) 中小企業者と連携して事業を行うもの ☐ (イ) 中小企業者の支援を行うために中小企業者が主体となって設立するもの ☐ (ウ) 新たな市場の創出を通じて、中小企業の市場拡大にも資する事業活動を行う者であって、有給職員を雇用するもの		
事業実施地 (予定地)	〒 ー 宇土市			事業形態	☐ 1 個人事業 ↳ ☐ 法人化も検討している。 ☐ 2 会社設立 ↳ ☐ 2-1 株式会社 ☐ 2-2 合名会社 ☐ 2-3 合資会社 ☐ 2-4 合同会社 ☐ 3 組合設立 ↳ ☐ 3-1 企業組合 ☐ 3-2 協業組合 ☐ 4 特定非営利活動法人
主たる業種(日本標準産業分類を記載)	中分類名：				
資本金又は出資金(会社・組合の場合)	千円				
株主又は出資者数(会社・組合の場合)	人				
役員及び従業員数	合計	人	内訳	①役員(法人のみ)： 人	
				②従業員： 人 (うち新規に雇用する者 人)	
				③パート・アルバイト： 人 (うち新規に雇用する者 人)	
事業に要する許認可・免許等 (必要な場合のみ記載)		許認可・免許等名称： 取得見込み時期： 年 月 日			

5 事業内容(事業全体について詳しく記載してください。欄が不足する場合は、適宜追加してください。)

①事業の具体的な内容
②事業を行う動機・きっかけ及び将来の展望

③提供する商品・サービスの強み、ターゲット及びその伝え方				
④地域経済への波及効果及び地域資源の活用				
⑤事業に関する知識、経験及び人脈				
⑥事業全体に係る資金計画				
(単位：千円)				
必要な資金		金額	調達の方法	金額
設備資金	(内容)		自己資金	
			金融機関等の外部資金（借入金） （調達先）	
			【外部資金の調達見込み】 ☐ 既に調達済み ☐ 補助対象事業期間中に調達	
	設備資金の合計		補助金交付申請額	
運転資金	(内容)			
	運転資金の合計			
合計			合計	

⑦事業スケジュール ※創業する日の属する年度の翌年度の事業分から記載してください。			
実施時期	具体的な事業実施内容		
1年目			
2年目			
3年目			

⑧売上・利益等の計画（目標値）※創業する日の属する年度の翌年度の事業分から記載してください。			
区分	1年目（ 年4月～ 年3月期）	2年目（ 年4月～ 年3月期）	3年目（ 年4月～ 年3月期）
(a)売上高	千円	千円	千円
(b)売上原価	千円	千円	千円
(c)売上総利益 (a)－(b)	千円	千円	千円
(d)販売管理費	千円	千円	千円
営業利益(c)－(d)	千円	千円	千円
従業員数	人 (うちパート・アルバイト 人)	人 (うちパート・アルバイト 人)	人 (うちパート・アルバイト 人)
積算根拠 ※具体的に記載してください。			

6 補助対象経費明細表

区分	補助対象経費	補助金交付申請額 (A×2/3) 上限100万円
賃借料		
建設費、改修費又は設備等購入費		
マーケティングに係る経費		
販売促進に係る経費		
その他費用		
合計	(A) 円	千円

様式第3号（第7条関係）

【分社を動機とする創業】

事業計画書

1 補助対象事業名

2 事業計画の骨子

--

3 補助対象事業期間

補助金交付決定日 ～ 年 月 日（事業完了予定日）

4 申請者の概要

(1) 申請者

ふりがな 法人名（屋号）		法人設立日	年 月 日	
事業形態	☐ 会社 ☐ 企業組合・協業組合 ☐ 特定非営利活動法人			
資本金又は出資金	千円	従業員数	人 (うちパート・アルバイト： 人)	
ふりがな 代表者氏名		生年月日	年 月 日 (歳)	
所在地	〒	事業実施責任者名		
		TEL		
		FAX		
		E-mail		
		URL	http://	
業種（日本標準産業分類を記載）	現在	中分類名：	新事業	中分類名：

特定非営利活動法人の場合のみ記載	特定非営利活動の種類		☐ (ア) 中小企業者と連携して事業を行うもの ☐ (イ) 中小企業者の支援を行うために中小企業者が主体となって設立するもの ☐ (ウ) 新たな市場の創出を通じて、中小企業の市場拡大にも資する事業活動を行う者であって、有給職員を雇用するもの
新事業の実施地（予定地）		〒 ー 宇土市	
新事業に要する許認可・免許等（必要な場合のみ記載）		許認可・免許等名称：	
		取得見込み時期：	年 月 日

(2) 株主等一覧 ※欄が不足する場合は適宜追加してください。

株主(出資者)名	所在地	出資比率	株主(出資者)名	所在地	出資比率
		%			%

(3) 役員一覧 ※欄が不足する場合は適宜追加してください。

ふりがな 氏名	生年月日	会社名	役職名
	年 月 日		
	年 月 日		

(4) 経営状況表 ※直近2年分を記載してください。

区分	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
売上高	千円	千円
経常利益	千円	千円
貸借対照表の資本合計	千円	千円
借入金（長期借入＋短期借入）合計	千円	千円
従業員数（パート・アルバイトを含む。）	人	人

- 5 事業内容（分社を動機として行う事業について詳しく記載してください。欄が不足する場合は、適宜追加してください。）

①事業の具体的な内容
②事業を行う動機・きっかけ及び将来の展望
③事業で提供する商品・サービスの強み、ターゲット及びその伝え方
④地域経済への波及効果及び地域資源の活用
⑤事業に関する知識、経験及び人脈

⑥事業全体に係る資金計画

(単位：千円)

必要な資金		金額	調達の方法	金額
設備資金	(内容)		自己資金	
			金融機関等の外部資金（借入金） （調達先）	
			【外部資金の調達見込み】 ☐ 既に調達済み ☐ 補助対象事業期間中に調達	
	設備資金の合計		補助金交付申請額	
運転資金	(内容)			
	運転資金の合計			
合計			合計	

⑦事業スケジュール

※創業する日の属する年度の翌年度の事業分から分社を動機として行う事業の部分のみを記載してください。

実施時期	具体的な事業実施内容
1年目	
2年目	
3年目	

⑧売上・利益等の計画（目標値）

※創業する日の属する年度の翌年度の事業分から分社を動機として行う事業の部分のみを記載してください。

区分	1年目（ 年4月～ 年3月期）	2年目（ 年4月～ 年3月期）	3年目（ 年4月～ 年3月期）
(a)売上高	千円	千円	千円
(b)売上原価	千円	千円	千円
(c)売上総利益 (a)-(b)	千円	千円	千円
(d)販売管理費	千円	千円	千円
営業利益(c)-(d)	千円	千円	千円
従業員数	人 (うちパート・アルバイト 人)	人 (うちパート・アルバイト 人)	人 (うちパート・アルバイト 人)
積算根拠 ※具体的に記載してください。			

6 補助対象経費明細表

区分	補助対象経費	補助金交付申請額 (A×2/3) 上限100万円
賃借料		
建設費、改修費又は設備等購入費		
マーケティングに係る経費		
販売促進に係る経費		
その他費用		
合計	(A) 円	千円

様式第 4 号（第 7 条関係）

年 月 日

宇土市長 様

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
（代表者氏名）

（署名又は記名押印）

誓約書

私は、宇土市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員、同条第 3 号に規定する暴力団員等又は同条第 4 号に規定する暴力団密接関係者でないことを誓約します。

様式第5号（第8条関係）

指令第 号
年 月 日

様

宇土市長

宇土市創業支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった宇土市創業支援事業補助金について、
下記のとおり決定したので、宇土市創業支援事業補助金交付要綱第8条の規定により通知
します。

記

- 1 補助対象事業名
- 2 補助金の交付決定額 円
- 3 交付の条件
 - (1) この補助金を申請の目的以外に使用しないこと。
 - (2) 補助対象事業の内容等を変更するときは、市長の承認を受けること。
 - (3) 補助金の使途が不適当と認めたときは、補助金の全部又は一部の返還を命じることがある。

様式第 6 号（第 8 条関係）

指令第 号
年 月 日

様

宇土市長

宇土市創業支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請があった宇土市創業支援事業補助金について、下記
のとおり不交付とすることに決定したので、宇土市創業支援事業補助金交付要綱第 8 条の
規定により通知します。

記

- 1 補助対象事業名
- 2 不交付の理由

様式第 7 号(第 9 条関係)

年 月 日

宇土市長 様

補助事業者 住所又は所在地
氏名又は名称
(代表者氏名)

(署名又は記名押印)

宇土市創業支援事業補助金計画変更申請書

年 月 日付け 指令第 号で交付決定通知のあった宇土市創業
支援事業について、下記のとおり計画を変更したいので、宇土市創業支援事業補助金交付
要綱第 9 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 計画変更の内容 (別紙事業計画書のとおり)
- 2 計画変更の理由
- 3 添付書類

様式第8号（第9条関係）

指令第 号
年 月 日

様

宇土市長

宇土市創業支援事業補助金交付取消・変更通知書

年 月 日付けで変更申請があった宇土市創業支援事業補助金について、宇土市創業支援事業補助金交付要綱第9条第3項の規定により、下記のとおり取消し・変更したので通知します。

記

1 補助金の交付決定額

変更前

變更後

2 取消し・変更の理由

様式第 9 号(第 1 0 条関係)

年 月 日

宇土市長 様

補助事業者 住所又は所在地
氏名又は名称
(代表者氏名)

(署名又は記名押印)

宇土市創業支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 指令第 号で補助金交付決定通知のあった事業
が完了しましたので、宇土市創業支援事業補助金交付要綱第 1 0 条の規定により、下記の
とおり報告します。

記

1 補助対象事業の実施内容

2 決算書

(1) 収入の部

(単位：円)

区分	予算額	決算額	備考
市補助金			
その他			
合計			

(2) 支出の部

(単位：円)

事業名	予算額	決算額	左の内訳		備考
			市補助金	その他	
合計					

3 補助対象経費明細表

区分	補助対象経費	補助金確定額 (A×2／3以内) 上限100万円
賃借料		
建設費、改修費又は設備等購入費		
マーケティングに係る経費		
販売促進に係る経費		
その他費用		
合計	(A) 円	千円

4 その他必要な書類

様式第10号 (第11条関係)

指令第 号
年 月 日

様

宇土市長

宇土市創業支援事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 指令第 号で交付決定した宇土市創業支援事業補助金について、宇土市創業支援事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、その額を確定したので、下記のとおり通知します。

記

1 交付確定額 円

様式第 1 1 号（第 1 3 条関係）

年 月 日

宇土市長 様

補助事業者 住所又は所在地
氏名又は名称 印
(代表者氏名)

宇土市創業支援事業補助金請求書

年 月 日付け 指令第 号で補助金の額の確定通知があった宇土市創業支援事業補助金として、下記の金額を交付されるよう宇土市創業支援事業補助金交付要綱第 1 3 条の規定により請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先の口座情報

指定振込口座	金融機関名	銀行 金庫 農協 組合	本店 支店 支所 出張所
	預金種目	1 普通	2 当座
	口座番号		
	フリガナ 口座名義		

様式第 1 2 号（第 1 4 条関係）

指令第 号
年 月 日

様

宇土市長

宇土市創業支援事業補助金取消通知書

年 月 日付け 指令第 号による宇土市創業支援事業補助金の
交付決定について、宇土市創業支援事業補助金交付要綱第 1 4 条第 1 項の規定により、下
記のとおり取り消したので、同条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付決定取消額 円
- 2 取消理由

様式第13号 (第15条関係)

指令第 号
年 月 日

様

宇土市長

宇土市創業支援事業補助金返還命令書

年 月 日付け 指令第 号で補助金の額が確定した宇土市創業支援事業補助金については、宇土市創業支援事業補助金交付要綱第 1 5 条の規定により、下記のとおり返還を命じる。

記

- | | | | | | |
|---|------|--|---|---|---|
| 1 | 返還額 | | | | 円 |
| 2 | 返還期限 | | 年 | 月 | 日 |
| 3 | 返還理由 | | | | |

様式第 1 4 号（第 1 6 条関係）

年 月 日

宇土市長 様

補助事業者 住所又は所在地
氏名又は名称
(代表者氏名)

(署名又は記名押印)

宇土市創業支援事業補助金事業状況報告書（第 回目）

年 月 日付け 指令第 号で補助金の額が確定した宇土市創業
支援事業補助金に係る交付後の事業状況について、宇土市創業支援事業補助金交付要綱第
1 6 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業の進捗状況 ☐創業 ・ ☐分社を動機とする創業
業種（ ）

(1) 事業状況：☐予定より進んでいる。 ☐予定どおり ☐予定より遅れている。

ア 上記の理由

()

イ 今後の対応 ※「予定より遅れている。」を選んだ場合に記載してください。

()

ウ 雇用者がいる場合

正社員：実績数_____人（個人事業者及び法人にあっては代表者を除く。）

パート等：実績数_____人

(2) 収入（売上）状況：☐計画より多い ☐計画どおり ☐計画より少ない

ア 上記理由

()

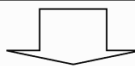
イ 今後の対応 ※「計画より少ない」を選んだ場合に記載してください。

()

(3) 事業計画及び実績

ア 申請時の事業計画（補助金交付申請時に提出した事業計画書を転記してください。）

区分	1年目（ 年4月～ 年3月期）	2年目（ 年4月～ 年3月期）	3年目（ 年4月～ 年3月期）
(a)売上高	千円	千円	千円
(b)売上原価	千円	千円	千円
(c)売上総利益(a)－(b)	千円	千円	千円
(d)販売管理費	千円	千円	千円
営業利益(c)－(d)	千円	千円	千円



イ 3年間の実績

区分	1年目（ 年4月～ 年3月期）	2年目（ 年4月～ 年3月期）	3年目（ 年4月～ 年3月期）
(a)売上高	千円	千円	千円
(b)売上原価	千円	千円	千円
(c)売上総利益(a)－(b)	千円	千円	千円
(d)販売管理費	千円	千円	千円
営業利益(c)－(d)	千円	千円	千円

2 収支決算の状況及び見込み : ☐計画より良い ☐計画どおり ☐計画より悪い

()

3 今後の事業及び収支の見込み

()

様式第 1 号 (第 7 条関係)
様式第 2 号 (第 7 条関係)
様式第 3 号 (第 7 条関係)
様式第 4 号 (第 7 条関係)
様式第 5 号 (第 8 条関係)
様式第 6 号 (第 8 条関係)
様式第 7 号 (第 9 条関係)
様式第 8 号 (第 9 条関係)
様式第 9 号 (第 1 0 条関係)
様式第 1 0 号 (第 1 1 条関係)
様式第 1 1 号 (第 1 3 条関係)
様式第 1 2 号 (第 1 4 条関係)
様式第 1 3 号 (第 1 5 条関係)
様式第 1 4 号 (第 1 6 条関係)